

1号議案 平成22年度事業報告

1 主要事業

(1) 組織の充実と強化

- ・ 定時総会開催並びに14支部総会への出席（5月15日 146名、きらぼし館）
- ・ 拡大役員会の開催（5月、32名。 12月、38名）
- ・ 母校文化祭への参加（11月20日）
 母校吹奏楽演奏会に参加 吹奏楽OB C39 大田 六郎
 俳句・川柳（同窓生選者展示） キノコ写真展（M34黒田義則）
- ・ 同窓会入会式（2月28日）、新入会員 164名（下松工業会会長賞授与式）

(2) 広報活動

① 会報の充実

- ・ 会報No41号発行（7月10日 10,434名）
 クラス会の紹介他

② ホームページの充実

- ・ バナー広告 9社契約継続

(3) 文化、レクリエーション活動

- ・ 定時総会で講演会の実施：「異文化理解への道」 野中 耕一（C27）
- ・ 第19回七彩ゴルフ大会（70名、10月6日）、麻雀大会（28名、2月6日）
 親睦ボウリング大会（45名、3月8日）の実施

(4) 調査研究委員会の開催

① 会費及び会館収益向上のための方策検討

- ・ 前年度に引き続き会報は全会員に発送し、会費納入の啓蒙に努めた。

② 財政向上のための事業への取り組み 会報へ会員企業に広告を記載（10社）

(5) 下エビジネスネットワーク（略称*BNW）平成19年から活動してきたが、初期の目標を達成したと考え、理事会の承認のもと、本年4月末をもって解散した

(6) 育英奨学金事業 3名 交付（給付額・給付対象者数・期間を改訂）

(7) 第3回 母校吹奏楽演奏会への助成（3月19日）

スターピアくだまっ	
文化体育基金	100,000円
文化体育基金（課題研究支援）	100,000円

(8) 公益法人制度改革への対応について

- 公益法人制度改革推進委員会の開催
- 移行計画の日程の設定（平成23年12月申請予定）

(9) 母校創立90周年記念事業準備委員会の開催（1回）

(10) 財産の採納（寄附）

- 胸像（3体）母校 平成22年12月3日付 山口県

2 会務報告

平成22年

4. 2 母校教職員歓送迎会（笠戸島ハイツ、河村副会長）
8 会計監査 事務局 西林監事 松本監事 石田監事
5. 1 4 山口県高等学校定時制通信教育振興会理事会及び研修会 山口高校
・ 固定資産税減免申請（下松市）
2 6 公益法人事業計画並びに事業実績報告 山口県教育庁
2 8 法人税申告事務（工業会館） 石津税理士
6. 2 6 消防用設備等点検 (株) 東部防災
7. 6 母校に会報（No41号）在校生配布
1 2 公益セミナー 山口県セミナーパーク
2 8 育英奨学金の交付金を支給
・ 文化体育基金（課題研究）の交付金支給
9. 5 母校体育祭 河村会長 早川副会長 石井理事 樋尾専務理事
1 4 公益法人制度改革に伴う移行申請の説明会 山口県庁
2 1 母校創立90周年記念事業計画実行委員会開催（第1回）
10. 1 4 公益法人制度改革推進委員会 第2回会議 河村会長他5名
1 8 第11回中国高等学校新人柔道大会 広告代 交付
11. 5 公益法人制度改革に伴う電子申請アクセスについて（FAX）山口県庁
2 0 母校下工祭 大田六郎（C39）石井理事 樋尾専務理事
12. 3 胸像（3体）採納許可 山口県
8 新定款案 県学事文書課 提出
1 0 母校胸像（3体）採納書受領 山口県
1 4 火災保険更新 若山石油㈱
1 5 平成22年特例民法法人概況調査票 提出 山口県教育庁
2 7 給与支払報告書 個人・総括表 提出 周南市

平成23年

1. 2 8 母校PTA評議会 河村会長 樋尾専務理事
・ 平成23年度償却資産申請書 提出 下松市役所
3 1 公益法人制度改革に伴う学習会 山口県 総務部学事文書課
2. 2 消防用設備等点検 (株) 東部防災
1 5 新公益法人会計基準移行セミナー 山口商工会議所
1 7 一般移行セミナー 山口商工会議所
2 4 公益法人推進委員会開催 第3回会議 河村会長他7名
2 8 平成22年度 同窓会入会式 河村会長 樋尾専務理事 栗田理事
徳原理事 藤田理事 石井理事 佃理事 蔵田監事
3. 1 母校卒業証書授与式 河村会長 早川副会長 樋尾専務理事
8 公益法人制度改革に伴う個別相談 山口県 総務部学事文書課
2 9 公益法人制度改革に伴う個別相談 山口県 総務部学事文書課

貸借対照表

平成23年3月31日

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1 流動資産				
現金	0	0	0	
普通預金	3,808,047	3,452,971	355,076	
90周年記念基金	6,301,197	4,224,779	2,076,418	受取寄附金
未収金	0	0	0	
流動資産合計	10,109,244	7,677,750	2,431,494	
2固定資産				
(1)基本財産				
大和証券公社債	9,500,000	9,500,000	0	
野村証券公社債	7,200,000	7,200,000	0	
基本財産合計	16,700,000	16,700,000	0	
(2)特定資産	0	0	0	
退職給付引当資産	0	0	0	
特定資産合計				
(3)その他の固定資産				
建物	1,410,049	1,410,049	0	
空調設備	462,365	518,765	△ 56,400	
工具器具備品	207,613	313,613	△ 106,000	
土地	18,544,252	18,544,252	0	
胸像	0	2,500,000	△ 2,500,000	H22年12月3日山口県採納
その他の固定資産合計	20,624,279	23,286,679	△ 2,662,400	
固定資産合計	37,324,279	39,986,679	△ 2,662,400	
資産合計	47,433,523	47,664,429	△ 230,906	
II 負債の部				
1 流動負債				
未払金	0	0	0	
流動負債合計	0	0	0	
2固定負債				
退職給付引当金	0	0	0	
固定負債合計	0	0	0	
負債合計				
III 正味財産の部				
1 指定正味財産				
指定正味財産合計	16,700,000	16,700,000	0	
(うち基本財産への充当額)	16,700,000	16,700,000	0	
(うち特定財産への充当額)	0	0	0	
2一般正味財産				
一般正味財産合計	30,733,523	30,964,429	△ 230,906	
(うち基本財産への充当額)	0	0	0	
(うち特定財産への充当額)	0	0	0	
正味財産合計負債	47,433,523	16,700,000	30,733,523	
負債及び正味財産合計	47,433,523	47,664,429	△ 230,906	

正味財産増減計算書

平成22年4月1日から平成23年3月31日

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益(利息)	92,784	138,489	△ 45,705	
受取入会金	820,000	790,000	30,000	164名×5,000円
受取年会費	1,628,760	1,734,000	△ 105,240	
運営基金	560,701	527,000	33,701	受取特別会費
その他の収入	707,543	740,994	△ 33,451	寄付金・祝儀・広告代
使用料	910,951	903,400	7,551	貸室使用料
賃貸料	1,680,000	1,751,500	△ 71,500	ソリッポ・家賃
90周年記念基金	2,076,418	4,224,779	△ 2,148,361	受取寄附金
交流会会費	0	0	0	
雑収益	10,076	61,209	△ 51,133	預金利息等
経常収益計	8,487,233	10,871,371	△ 2,384,138	
(2) 経常費用				
① 事業費: 会館運営費				
給料手当	1,396,018	1,382,580	13,438	
共済費	27,528	20,850	6,678	労働保険
公租公課	326,100	353,500	△ 27,400	法人税・固定資産税
保険料	38,240	44,700	△ 6,460	火災保険料
電話料	122,306	136,434	△ 14,128	電話・電報・メール
電気料	292,659	271,433	21,226	電気・空調
上下水道料	19,212	19,212	0	水道・下水道
ガス料	9,804	10,031	△ 227	都市ガス
需用費	145,935	166,610	△ 20,675	消耗品・器具修理
営繕費	192,147	180,684	11,463	設備営繕
委託料	106,740	108,125	△ 1,385	振替手数料
事業費計	2,676,689	2,694,159	△ 17,470	
② 管理費: 会務運営費				
給料手当	407,204	431,572	△ 24,368	
会議費	137,583	146,000	△ 8,417	拡大役員会・理事会等
旅費	157,390	226,680	69,290	東京・大阪・名古屋等
慶弔費	183,000	218,000	△ 35,000	祝儀・慶弔等
会報費	493,500	491,400	2,100	会報 11,000部
通信費	737,152	643,552	93,600	郵便料 10,434部
事務費	320,442	328,528	△ 8,086	コピー・事務用品等
移行事業費	353,081	0	353,081	公益法人移行費用
行事費	131,570	152,152	△ 20,582	行事助成
表彰費	20,000	20,000	0	会長賞
記念品料	58,128	39,816	18,312	卒業生・記念品料
育英奨学金	180,000	168,000	12,000	3名×6,000円
文化体育活動事業助成金	200,000	100,000	12,000	吹奏楽部・ロボット等
減価償却費	162,400	162,394	6	
管理費計	3,541,450	3,128,094	413,356	
経常費用計	6,218,139	5,822,253	395,886	
当期経常増減額	2,269,094	5,049,118	△ 2,780,024	
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
① 他会計繰入金				
他会計繰入金	0	0	0	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
②固定資産売却収益				
固定資産売却収益				
経常外収益計				
(2)経常外費用				
固定資産売却損	0	0	0	
固定資産減損損失	2,500,000	0	2,500,000	支払寄附金
過年度損益修正損	0	0	0	
経常外費用計	2,500,000	0	2,500,000	
当期経常外増減額	△ 2,500,000	0	△ 2,500,000	
当期一般正味財産増減額	△ 230,906	5,049,118	△ 5,280,024	
一般正味財産期首残高	30,964,429	25,915,311	△ 5,049,118	
一般正味財産期末残高	30,733,523	30,964,429	△ 230,906	
Ⅱ 指定正味財産増減の部(基本財産増減の部)				
指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	16,700,000	16,700,000	0	
指定正味財産期末残高	16,700,000	16,700,000	0	
Ⅲ 正味財産期末残高	47,433,523	47,664,429	△ 230,906	

収支計算書

平成22年4月1日から平成23年3月31日

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1 事業活動収入				
基本財産運用収入	111,432	92,784	△ 18,648	
基本財産利息	111,432	92,784	△ 18,648	
同窓会収入	11,323,397	10,018,201	△ 1,305,196	
入会金	820,000	820,000	0	164名×5,000円
年会費	1,700,000	1,628,760	△ 71,240	受取特別会費
運営基金	570,000	560,701	△ 9,299	
その他の収入	233,397	707,543	474,146	寄付金・祝儀・広告代
90周年記念基金	8,000,000	6,301,197	△ 1,698,803	受取寄附金
交流会会費	0	0	0	
工業会館収入	2,851,600	2,590,951	△ 260,649	
使用料	1,000,000	910,951	△ 89,049	貸室使用料
賃貸料	1,851,600	1,680,000	△ 171,600	ソリッソ・家賃
雑収益	600	10,076	9,476	
雑収益	600	10,076	9,476	預金利息等
事業活動収入計	14,287,029	12,712,012	△ 1,575,017	
2 事業費活動支出				
事業費:会館運営費	2,835,000	2,676,689	△ 158,311	
給料手当	1,400,000	1,396,018	△ 3,982	
共済費	30,000	27,528	△ 2,472	労働保険
公租公課	380,000	326,100	△ 53,900	法人税・固定資産税
保険料	45,000	38,240	△ 6,760	火災保険料
電話料	170,000	122,306	△ 47,694	電話・電報・メール
電気料	300,000	292,659	△ 7,341	電気・空調
上下水道料	30,000	19,212	△ 10,788	水道・下水道
ガス料	20,000	9,804	△ 10,196	都市ガス
需用費	150,000	145,935	△ 4,065	消耗品・器具修理
宮繕費	200,000	192,147	△ 7,853	設備宮繕
委託料	110,000	106,740	△ 3,260	振替手数料
管理費支出:会務運営費	3,473,000	3,379,050	△ 93,950	
給料手当	470,000	407,204	△ 62,796	
会議費	150,000	137,583	△ 12,417	拡大役員会・理事会等
旅費	180,000	157,390	△ 22,610	東京・大阪・名古屋等
慶弔費	185,000	183,000	△ 2,000	祝儀・慶弔等
会報費	500,000	493,500	△ 6,500	会報 11,000部
通信費	750,000	737,152	△ 12,848	郵便料 10,434部
事務費	300,000	320,442	20,442	コピー・事務用品等
移行事業費	450,000	353,081	△ 96,919	公益法人移行費用
行事費	150,000	131,570	△ 18,430	行事助成
表彰費	20,000	20,000	0	会長賞
記念品料	50,000	58,128	8,128	卒業生・記念品料
育英奨学金	168,000	180,000	12,000	3名×6,000円
文化体育活動事業助成金	100,000	200,000	100,000	吹奏楽部・ロボット等
事業活動支出計	6,308,000	6,055,739	△ 252,261	
事業活動収支差額	7,979,029	6,656,273	△ 1,322,756	
II 投資活動収支の部				
1 投資活動収入				
退職給付引当資産取崩収入	0	0		
投資活動収入計	0	0		

科 目	予算額	決算額	増 減	備 考
2 投資活動支出				
固定資産取得費	0	0		
車両取得費	0	0		
備品取得費	0	0		
退職給付引当預金繰入	0	0		
投資活動支出計	0	0		
投資活動支出差額	0	0		
Ⅲ 財務活動収支の部				
1 財務活動収入				
一時借入金収入	0	0		
財務活動収入計	0	0		
2 財務活動支出				
一時借入金支出	0	0		
財務活動支出計	0	0		
財務活動収支差額	0	0		
Ⅳ 予備費支出の部				
1 予備費支出				
予備費	140,000	0	140,000	
予備費支出計	140,000	0	140,000	
当期収支差額	7,839,029	6,656,273	△ 1,182,756	
前期繰越収支差額	3,452,971	3,452,971	0	
次期繰越収支差額	11,292,000	10,109,244	△ 1,182,756	

財 産 目 録

平成23年3月31日

(単位:円)

科 目	金 額	備 考
I 資産の部		
1 流動資産		
現金預金		
現金手許有高	0	
普通預金 西京銀行下松支店	11,694	
西京銀行下松支店	3,796,353	
西京銀行下松支店	6,301,197	90周年記念基金
流動資産合計	10,109,244	
2 固定資産		
(1) 基本財産		
大和証券公社債	9,500,000	
野村証券公社債	7,200,000	
基本財産合計	16,700,000	
(2) その他の固定資産		
土地	18,544,252	222.50m ²
建物	1,410,049	462.00m ²
機械 空調設備	462,365	空調設備耐用年数7年
備品 工具器具備品	207,613	電子コピー耐用年数5年
工作物 胸像	0	平成22年12月3日山口県採納
その他の固定資産合計	20,624,279	
固定資産合計	37,324,279	
資産合計	47,433,523	
II 負債の部		
1 流動負債		
未払金	0	
流動負債合計	0	
2 固定負債		
退職給与引当金	0	
固定負債合計	0	
負債合計	0	
III 正味財産合計	47,433,523	

財務諸表に対する注記

1 重要な会計方針

(1)有価証券の評価基準及び評価方法
満期目的

(2)固定資産の減価償却の方法
定額法――建物、機械、備品、工作物

(3)消費税の会計処理
消費税の会計処理は税込方式

*企業会計原則 ① 正規の簿記の原則 ② 発生主義の原則

2 会計方針の変更

平成22年度より新会計基準に移行した(H16)

3 基本財産の増減額及びその残額

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当 期 末 残 高
基本財産				
投資信託				
大和証券(公社債投資)	9,500,000	0	0	9,500,000
野村證券(野村短期公社債ファンド)	7,200,000	0	0	7,200,000
計	16,700,000	0	0	16,700,000

4 基本財産の財源等の内訳

科 目	当期末残高	(うち指定正味 財産からの充当 額)	(うち一般正味 財産からの充当 額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
投資信託	16,700,000	16,700,000	0	0
大和証券(公社債投資)	9,500,000			
野村證券(野村短期公社債ファンド)	7,200,000			
計	16,700,000	16,700,000	0	0

5 固定資産の取得価額・減価償却累計額及び当期末残高

科 目	取 得 価 額	減 価 償 却 累 計 額	当 期 末 残 高
土地	18,544,252	0	18,544,252
222.50㎡			
建物	14,200,000	12,789,951	1,410,049
462.00㎡			
機械 空調設備	673,865	211,500	462,365
耐用年数 7年	56400/年		
備品 工具器具	605,250	397,637	207,613
耐用年数 5年	106000/年		
工作物 胸像	2,500,000	2,500,000	0
耐用年数 0年	3体(母校に設置)		
計		15,899,088	20,624,279

＊ 胸像 3体 山口県の平成22年12月3日 採納 決定
 減価償却累計額 15,899,088円のうち2,500,000円は山口県へ採納、固定資産減損損失である。

- 6 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

科 目	帳簿価額	時 価	評 価 損 益
投資信託			
大和証券株式会社			
01-4 公社債投資	3,000,000	3,000,000	0
03-4 公社債投資	900,000	900,000	0
07-4 公社債投資	5,600,000	5,600,000	0
投資信託			
野村証券株式会社			
野村短期公社債ファンド第3回	3,200,000	2,413,760	△ 786,240
野村短期公社債ファンド第4回	2,000,000	1,530,800	△ 469,200
野村短期公社債ファンド第4回	1,000,000	765,400	△ 234,600
野村短期公社債ファンド第12回	1,000,000	757,300	△ 242,700
合 計	16,700,000	14,967,260	△ 1,732,740

平成23年3月31日現在

監 査 報 告

平成22年度社団法人下松工業会会計、基金会計、90周年記念基金について関係

帳簿及び証拠書類を照合した結果、正確かつ適正であることを認めます。

平成23年4月11日

社団法人 下松工業会

監 事 西 林 伸 治

監 事 濱 谷 和 昌

監 事 蔵 田 幸 男

3号議案 平成23年度事業計画（案）

- 1 組織の充実と強化
 - ・既存支部の充実を図ると共に、支部のない地域での支部発足を目指す。
- 2 広報活動
 - ・会報No42号発行。
 - ・ホームページはコミュニケーションの場として、維持管理の充実を計る。
- 3 母校生徒支援事業
 - ・育英奨学金事業（6名）
 - ・文化体育活動支援事業
- 4 公益法人制度改革で一般社団法人への移行推進
 - ・申請時期 平成23年12月 目標
- 5 調査研究委員会の開催
 - ・母校90周年記念事業募金目標額確保
- 6 文化、レクリエーション活動
 - ・記念講演は引き続き行い、会員のニーズに沿ったものを実施する。
 - ・ゴルフ、ボウリング、麻雀大会の実施。
- 7 母校創立90周年記念事業

創立90周年記念事業

1 記念事業

- (1) 記念式典 (平成23年11月18日)
- (2) 同窓会記念祝賀会 (平成23年11月26日)
記念祝賀会 (ザ・グラマシー) 13:00~16:00
- (3) 90周年記念ゴルフコンペ (平成23年10月上旬)
白須那カントリークラブ
- (4) 記念事業
 - ① 図書・吹奏楽器等の充実 250万円
 - ② 記念講演 (日時・会場は未定) 150万円
 - ③ 諸事業・事務費 150万円
 - ④ 下松工業会館の補修工事 250万円

2 募 金

- (1) 募 金 目 標 額 800万円
- (2) 募 金 額 1口 2,000円 (1口以上)
- (3) 募 金 期 間 平成22年7月10日~平成23年9月末日まで

収 支 予 算 書

平成23年4月1日から平成24年3月31日

(単位:円)

科 目	当年予算額	前年予算額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1 事業活動収入				
基本財産運用収入	100,000	111,432	△ 11,432	
基本財産利息	100,000	111,432	△ 11,432	
同窓会収入	6,356,950	11,323,397	△ 4,966,447	
入会金	805,000	820,000	△ 15,000	161名×5,000
年会費	1,700,000	1,700,000	0	
運営基金	520,000	570,000	△ 50,000	受取特別会費
その他の収入	1,262,450	233,397	1,029,053	総会会費等
90周年記念基金	1,700,000	8,000,000	△ 6,300,000	受取寄附金
交流会会費	369,500	0	369,500	
工業会館収入	2,751,600	2,851,600	△ 100,000	貸室使用料
使用料	900,000	1,000,000	△ 100,000	ソリッポ・家賃
賃貸料	1,851,600	1,851,600	0	
雑収益	40,000	600	39,400	預金利息等
雑収益	40,000	600	39,400	
事業活動収入計	9,248,550	14,287,029	△ 5,038,479	
2 事業費活動支出				
事業費:会館運営費	5,858,957	2,835,000	3,023,957	
給料手当	1,400,000	1,400,000	0	
共済費	30,000	30,000	0	労働保険
公租公課	380,000	380,000	0	法人税・固定資産税
保険料	45,000	45,000	0	火災保険料
電話料	170,000	170,000	0	電話・電報・メール
電気料	300,000	300,000	0	電気・空調
上下水道料	30,000	30,000	0	水道・下水道
ガス料	20,000	20,000	0	都市ガス
需用費	673,957	150,000	523,957	消耗品・器具修理
営繕費	2,700,000	200,000	2,500,000	設備営繕
委託料	110,000	110,000	0	振替手数料
管理費:会務運営費	9,638,589	3,473,000	6,165,589	
給料手当	470,000	470,000	0	賃金
会議費	150,000	150,000	0	拡大役員会・理事会等
旅費	180,000	180,000	0	東京・大阪・名古屋等
慶弔費	185,000	185,000	0	祝儀・慶弔等
会報費	500,000	500,000	0	会報 11,000部
通信費	750,000	750,000	0	郵便料 10,434部
事務費	1,800,000	300,000	1,500,000	記念講演・祝賀会等
移行事業費	500,000	450,000	50,000	公益法人移行費用
行事費	1,973,589	150,000	1,823,589	記念講演・祝賀会等
表彰費	20,000	20,000	0	会長賞
記念品料	50,000	50,000	0	卒業生・記念品料
育英奨学金	360,000	168,000	192,000	6名×60,000
文化体育活動事業助成金	2,700,000	100,000	2,600,000	母校寄贈2,500,000
事業活動支出計	15,497,546	6,308,000	9,189,546	
事業活動収支差額	△ 6,248,996	7,979,029	△ 14,228,025	
II 投資活動収支の部				
1 投資活動収入				
退職給付引当資産取崩収入	0	0		
投資活動収入計	0	0		

科 目	当年予算額	前年予算額	増 減	備 考
2 投資活動支出				
固定資産取得費	0	0		
車両取得費	0	0		
備品取得費	0	0		
退職給付引当預金繰入	0	0		
投資活動支出計	0	0		
投資活動支出差額	0	0		
Ⅲ 財務活動収支の部				
1 財務活動収入				
一時借入金収入	0	0		
財務活動収入計	0	0		
2 財務活動支出				
一時借入金支出	0	0		
財務活動支出計	0	0		
財務活動収支差額	0	0		
Ⅳ 予備費支出の部				
1 予備費支出				
予備費	100,000	140,000	△ 40,000	
予備費支出計	100,000	140,000	△ 40,000	
当期収支差額	△ 6,348,996	7,839,029	△ 14,188,025	
前期繰越収支差額	10,109,244	7,677,750	2,431,494	
次期繰越収支差額	3,760,248	11,292,000	△ 7,531,752	

収支予算書

平成23年4月1日から平成24年3月31日

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	100,000	111,432	△ 11,432	
基本財産受取利息	100,000	111,432	△ 11,432	
同窓会収入	6,356,950	11,323,397	△ 4,966,447	
入会金	805,000	820,000	△ 15,000	161名×5,000
年会費	1,700,000	1,700,000	0	
運営基金	520,000	570,000	△ 50,000	受取特別会費
その他の収入	1,262,450	233,397	1,029,053	総会会費等
90周年記念基金	1,700,000	8,000,000	△ 6,300,000	受取寄附金
交流会会費	369,500	0	369,500	
工業会館収入	2,751,600	2,851,600	△ 100,000	貸室使用料
使用料	900,000	1,000,000	△ 100,000	ソリッヅ・家賃
賃貸料	1,851,600	1,851,600	0	
雑収益	40,000	600	39,400	預金利息等
雑収益	40,000	600	39,400	
経常収益計	9,248,550	14,287,029	△ 5,038,479	
(2) 経常費用				
事業費: 会館運営費	5,858,957	2,835,000	3,023,957	
給料手当	1,400,000	1,400,000	0	
共済費	30,000	30,000	0	労働保険
公租公課	380,000	380,000	0	法人税・固定資産税
保険料	45,000	45,000	0	火災保険料
電話料	170,000	170,000	0	電話・電報・メール
電気料	300,000	300,000	0	電気・空調
上下水道料	30,000	30,000	0	水道・下水道
ガス料	20,000	20,000	0	都市ガス
需用費	673,957	150,000	523,957	消耗品・器具修理
宮繕費	2,700,000	200,000	2,500,000	設備宮繕
委託料	110,000	110,000	0	振替手数料
管理費: 会務運営費	9,638,589	3,473,000	6,165,589	
給料手当	470,000	470,000	0	
会議費	150,000	150,000	0	拡大役員会・理事会等
旅費	180,000	180,000	0	東京・大阪・名古屋等
慶弔費	185,000	185,000	0	祝儀・慶弔等
会報費	500,000	500,000	0	会報 11,000部
通信費	750,000	750,000	0	郵便料 10,434部
事務費	1,800,000	300,000	1,500,000	講演・祝賀会等
移行事業費	500,000	450,000	50,000	公益法人移行費用
行事費	1,973,589	150,000	1,823,589	講演・祝賀会等
表彰費	20,000	20,000	0	会長賞
記念品料	50,000	50,000	0	卒業生・記念品料
育英奨学金	360,000	168,000	192,000	6名×60,000
文化体育活動事業助成金	2,700,000	100,000	2,600,000	母校寄贈2,500,000
減価償却費	162,400	162,394	6	
経常経費計	15,659,946	6,308,000	9,351,946	
基本財産評価損益等				
基本財産評価損益等				
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
固定資産売却益				
建物売却益				
経常外収益計				
(2) 経常外費用				
固定資産売却損				
建物売却損				
経常外費用計				
他会計振替額				
当期経常外増減額				
当期一般正味財産増減額	△ 6,411,396	7,816,635	△ 14,228,031	
一般正味財産期首残高	30,733,523	25,915,311	4,818,212	
一般正味財産期末残高	24,322,127	33,731,946	△ 9,409,819	
Ⅱ 指定正味財産増減の部				
受取補助金等				
受取国庫補助金				
一般正味財産への振替				
当期指定正味財産増減額				
指定正味財産期首残高	16,700,000	16,700,000	0	
指定正味財産期末残高	16,700,000	16,700,000	0	
Ⅲ 正味財産期末残高	41,022,127	50,431,946	△ 9,409,819	

5号議案 公益法人制度改革に伴う新定款（案）について
文言等の1部修正は事務局一任

一般社団法人 下松工業会定款（案）

第 1 章 総 則

（名称）

第 1 条 この法人は、一般社団法人下松工業会と称する。

（事務所）

第 2 条 この法人は、主たる事務所を山口県下松市北斗町 1 2 番 4 号に置く。

第 2 章 目的 及び 事業

（目的）

第 3 条 この法人は、下松工業高等学校における生徒の資質向上及び教育の振興に向けた支援並びに会員相互の交流及び啓発を図り、工業高校教育の充実発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）生徒への支援並びに教育及び工業技術の振興に関する事業
 - （2）会員相互の交流と啓発に関する事業
 - （3）講習会、講演会並びに研修会等の開催
 - （4）機関紙の発行
 - （5）下松工業同窓会館の運営事業
 - （6）前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業
- 2 前項各号の事業は、山口県内において行うものとする。

第 3 章 会 員

（法人の構成員）

第 5 条 この法人の会員は、次に掲げる者のうち、この法人の事業に賛同して入会したものとす。

- （1）山口県立下松工業高等学校（旧制下松工業学校及び旧制下松第二工業学校並びにこれらの併設中学校を含む。以下「下松工業高等学校」という。）を卒業した者
- （2）下松工業高等学校の教職員又は教職員であった者

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第 6 条 この法人の会員になろうとする者は、入会金及び会費を添えて、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になる時及び毎年、会員は、総会において別に定めるところにより、入会金及び会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議により当該会員を除名することができる。ただし、当該会員に対し、当該決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

(1) この法人の名誉を汚し、又は信用を失う行為があったとき。

(2) 定款又は総会の決議を無視する行為があったとき。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 当該会員が死亡したとき。

(3) 除名されたとき。

(4) 会費を1年以上滞納したとき。

(5) 総会員が同意したとき。

(権利の喪失)

第11条 会員がその資格を喪失したときは、会員としての一切の権利を失う。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）

並びにこれらの附属明細書の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 定時総会は、毎事業年度終了後2箇月以内に1回開催する。
- 3 臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により会長が招集する。

- 2 総会員の議決権の10分の1以上の請求権を有する会員が、総会の目的である事項及び招集の理由を示して総会の招集を請求したときは、会長は、遅滞なく、総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会長は、当該総会の日の2週間前までに、すべての会員に対し、総会の日時及び場所その他法令で定められた事項を記載した書面による通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において出席会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る時は、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権の行使)

第19条 会員は、書面によってその議決権を行使することができる。この場合、あらかじめ通知された事項について、議決権行使書面に必要な事項を記載し、当該議決権行使書面をこの法人に提出しなければならない。

- 2 前項の規定によって行使した議決権の数は、当該総会に出席した会員の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第20条 会員は、委任状その他の代理権を証明する書面をこの法人に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。

2 前項の規定によって行使した議決権の数は、当該総会に出席した会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設定)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上15名以内

(2) 監事 3名

2 理事のうち1名を会長、4名以内を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(名誉会長及び顧問)

第23条 この法人は、重要事項を諮問するため、総会の承認を経て、任意の機関として、名誉会長1名及び顧問2名を置くことができる。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって会員の中から選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長及び専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期の満了により退任した後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員 の 解任)

第 28 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員 の 報酬等)

第 29 条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第 6 章 理 事 会

(構成)

第 30 条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第 32 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産 及び 会計

(事業年度)

第 36 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 38 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第 8 章 定款の変更 及び 解散

(定款の変更)

第 39 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 40 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第 41 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 42 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 10 章 事務局

(事務局)

第 43 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会で別に定める。

第 1 1 章 補 則

(委任)

第 44 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は、河村正浩とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 36 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。